

種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

二 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既し著しく超えていること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既し著しく超えていることを知りながら勧誘すること。

（訪問販売における禁止行為）

第七条 法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。

二 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。

三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと（法第七条第一項第四号に定めるものを除く。）

四 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

五 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、次に掲げる書面であつて、購入者又は役務の提供を受ける者（以下この号において「購入者等」という。）が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）の被保険者又は被共済者（以下「被保険者等」という。）となることに同意する旨記載されているもの（当該生命保険契約等についての同意に関する事項が赤枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの赤字で記載されており、かつ当該売買契約

又は役務提供契約に関する署名又は押印とは別に当該生命保険契約等に関する署名及び押印をする欄が設けられているものを除く。）に、当該購入者等の署名又は押印をさせること。

イ 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面

ロ 第三者が販売業者又は役務提供事業者に当該売買契約に係る商品若しくは権利の代金若しくは当該役務提供契約に係る役務の対価（以下「代金等」という。）を交付することを条件として購入者等が当該第三者に当該代金等に相当する額を支払う旨を記載した書面又は購入者等が代金等の全部若しくは一部に充てるための金銭を借り入れる旨を記載した書面

六 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。

イ 当該訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。

ロ 当該訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。

ハ 当該訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方に割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方でこれを勧誘すること。

七 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘するため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと。

八 法第二十六条第五項第一号の政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。

（業務を統括する者に準ずる者）
第七条の二 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号。以下「令」と

いう。）第三条の三第一号又は第二号の主務省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。

（令第三条の四の主務省令で定めるもの）
第七条の三 令第三条の四の当該他の法人として主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が個人である場合においては、次に掲げる法人

イ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人（令第三条の四の使用人をいう。以下この項において同じ。）が代表権を有する役員である法人

ロ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。以下この項において同じ。）又は総社員の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社その他の法人（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この条において「会社等」という。）

ハ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

二 販売業者又は役務提供事業者が法人である場合においては、次に掲げる法人

イ 当該販売業者又は役務提供事業者の子会社等、当該販売業者又は役務提供事業者又は役務提供事業者を子会社等とする親会社等、当該販売業者又は役務提供事業者を子会社等とする親会社等の子会社等（当該販売業者又は役務提供事業者、当該販売業者又は役務提供事業者の子会社等及び当該販売業者又は役務提供事業者を子会社等とする親会社等を除く。）及び当該販売業者又は役務提供事業者の関連会社等

ロ 当該販売業者又は役務提供事業者の役員（令第三条の四の役員をいう。ハ及びニにおいて同じ。）又はその使用人が代表権を有する役員である法人

ハ 当該販売業者又は役務提供事業者の役員又はその使用人がその総株主又は総社員の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

二 当該販売業者又は役務提供事業者の役員又はその使用人がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、販売業者又は役務提供事業者の業務の一部又は当該業務に関連する事業を行つている法人であつて、当該販売業者又は役務提供事業者が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配しているもの又は当該方針の決定に対して重要な影響を与えることができるもの

2 前項第二号イに規定する「親会社等」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として次に掲げるもの（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであること認められるものを除く。）をいい、前項及び次項に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

一 他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の会社等その他これらに準ずる他の会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないこと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該会社等が自己の計算において所有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の

（令第三条の四の役員をいう。ハ及びニにおいて同じ。）又はその使用人が代表権を有する役員である法人

内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該会社等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下同じ。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者であつて当該会社等が当該他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関し影響を与えることができるものが、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該会社等と当該他の会社等との間に当該他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 当該他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下同じ。）の総額の過半について当該会社等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行つていふこと（当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該会社等が当該他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 会社等が自己の計算において所有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該会社等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの第一項に規定する「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等

の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として次に掲げるものをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものと認められるもの）を除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子会社等以外の他の会社等

二 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該会社等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 当該会社等から重要な融資を受けていること。

ハ 当該会社等から重要な技術の提供を受けていること。

三 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該会社等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

七 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結の年月日

第七條の四 法第八條第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

第七條の五 法第九條第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

二 法第九條第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

三 法第九條第二項から第七項までの規定に関する事項

四 売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除があつた場合において、商品又は権利の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。

十 商品の数量

第八條 法第十一條第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二 販売業者又は役務提供事業者が法人であつて、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該販売業者又は役務提供事業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名

三 販売業者又は役務提供事業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号、第二十五條第三号及び第四十條第三号において「事務所等」という。）を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

四 法第十一條第一号に定める金銭以外に購入者又は役務の提供者を受ける者の負担すべき金銭があるときは、その内容及びその額

五 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

第三節 通信販売

（通信販売についての広告）

第八條 法第十一條第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二 販売業者又は役務提供事業者が法人であつて、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該販売業者又は役務提供事業者の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名

三 販売業者又は役務提供事業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号、第二十五條第三号及び第四十條第三号において「事務所等」という。）を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

四 法第十一條第一号に定める金銭以外に購入者又は役務の提供者を受ける者の負担すべき金銭があるときは、その内容及びその額

五 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

場合、若しくはプログラムを電子計算機に備えられたファイルに記録し、若しくは記録させる役務を提供する場合には、当該商品又は役務を利用するために必要な電子計算機の仕様及び性能その他の必要な条件

七 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約を二回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件又は提供条件

八 前四号に掲げるもののほか商品の販売数量の制限その他の特別の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件があるときは、その内容

九 広告の表示事項の一部を表示しない場合であつて、法第十一条ただし書の書面又は電磁的記録を請求した者に当該書面又は電磁的記録に係る金銭を負担させるときは、その額

十 通信販売電子メール広告（法第十二条の三第一項第一号の通信販売電子メール広告をいう。以下同じ。）をするときは、販売業者又は役務提供事業者の電子メールアドレス

第九条 法第十一条本文の規定により通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件については、次で定めるところにより表示しなければならない。

一 商品の送料を表示するときは、金額をもつて表示すること。

二 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期は期間又は期限をもつて表示すること。

三 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除に関する事項（法第十五条の三第一項ただし書を含む。）については、顧客にとつて見やすい箇所において明瞭に判読できるように表示する方法その他顧客にとつて容易に認識することができよう表示すること。

第十條 法第十一条ただし書の規定により同条第一号及び第八号第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法第十一条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に定める事項（第八条第六号から第十号までに掲げる事項並びに法第十五条の三第一項ただし書に規定

する特約がある場合にあつては、商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除（以下この条において、「申込みの撤回等」という。）の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り又は返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第二号、第三号、第五号及び第六号に定める事項（第八条第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項及び法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り又は返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部

3 販売業者又は役務提供事業者は、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合であつて、次に掲げる方法により法第十一条各号に掲げる事項の一部を提供する旨の表示をするときは、当該事項の一部を表示しないことができる。

一 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通して

じて顧客の閲覧に供し、当該顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

三 顧客の使用に係る電子計算機に書面に記載すべき事項を記録するためのファイルが備えられていない場合に、販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら当該顧客の用に供するものに限る。次項第二号において「顧客ファイル」という。）に記録された当該事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

4 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 前項第一号又は第二号に掲げる方法にあつては、顧客がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 前項第三号に掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた書面に記載すべき事項を、当該顧客ファイルに記録された時から起算して六月間、消去し、又は変更できないものであること。

（誇大広告等の禁止）
第十條 法第十二条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

一 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の種類、内容若しくは効果

二 商品、権利若しくは役務、販売業者若しくは役務提供事業者又は販売業者若しくは役務提供事業者の営む事業についての国、地方公共団体、通信販売協会その他著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与

三 商品の原産地若しくは製造地、商標又は製造者名

四 法第十一条各号に掲げる事項（電磁的方法）

第十條の二 法第十二条の三第一項に規定する電磁的方法（以下単に「電磁的方法」という。）は第一号及び第二号に掲げるものとし、令第一号第一号の電磁的方法は第一号から第三号までに掲げるものとする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前号に規定するもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（契約の内容等の通知の方法等）
第十條の三 法第十二条の三第一項第二号の主務省令で定める方法は電磁的方法とする。

2 法第十二条の三第一項第二号の規定により通信販売電子メール広告をするときは、契約の申込みの受理及び当該申込みの内容、契約の成立及び当該契約の内容、並びに契約の履行に係る事項のうち重要なものの通知に付随して、通信販売電子メール広告をするものとする。

（法第十二条の三第一項第三号の主務省令で定める場合）
第十條の四 法第十二条の三第一項第三号の主務省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

一 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより広告がなされる場合

二 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者（販売業者又は役務提供事業者が当該役務を提供する者である場合を含む。）による当該役務の提供に際して、広告がなされる場合（利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。）

（記録の保存）
第十條の五 法第十二条の三第三項の主務省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法（電磁的方法を除く。）により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあっては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面又は電磁的記録（以下この条、第十一条の十、第二十七條の三及び第四十二條の三において「書面等」という。）ただし、販売業者又は役務提供事業者が、当該承諾を

得る場合、若しくはプログラムを電子計算機に備えられたファイルに記録し、若しくは記録させる役務を提供する場合には、当該商品又は役務を利用するために必要な電子計算機の仕様及び性能その他の必要な条件

七 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約を二回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件又は提供条件

八 前四号に掲げるもののほか商品の販売数量の制限その他の特別の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件があるときは、その内容

九 広告の表示事項の一部を表示しない場合であつて、法第十一条ただし書の書面又は電磁的記録を請求した者に当該書面又は電磁的記録に係る金銭を負担させるときは、その額

得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある電磁的記録として自動的に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電子計算機の操作が当該相手方に通信販売電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるような表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

二 電磁的方法、書面その他の方法により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあつては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面等。ただし、販売業者又は役務提供事業者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある書面等として正確に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電磁的方法による電磁的記録の送信、当該書面への記入その他の行為が当該相手方に通信販売電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるように表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

2 前項の書面等は、相手方に対し通信販売電子メール広告を行つた日から三年間保存しなければならない。

(連絡方法の表示)

第十一条の六 法第十二条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該通信販売電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

- 一 電子メールアドレス（相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をすることができるものに限る。）
- 二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合（電子計算機に入力されることによつて当

該電子計算機の映像面に表示される手段に従うことにより、相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けたい旨の意思の表示をすることができるとするものに限る。）又はこれに準ずるもの。

(法第十二条の四第一項第二号の主務省令で定める場合)

第十一条の七 法第十二条の四第一項第二号の主務省令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

- 一 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより、通信販売電子メール広告委託者（法第十二条の四第一項本文の通信販売電子メール広告委託者をいう。以下同じ。）に係る通信販売電子メール広告がなされる場合。
- 二 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者（通信販売電子メール広告委託事業者（法第十二条の四第一項本文の通信販売電子メール広告委託事業者をいう。以下同じ。）が当該役務を提供する者である場合を含む。）による当該役務の提供に際して、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告がなされる場合（利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。）

(契約の内容等の通知の方法等)

第十一条の八 法第十二条の五第一項第二号の主務省令で定める方法はフアクシミリ装置を用いて送信する方法とする。

2 法第十二条の五第一項第二号の規定により通信販売フアクシミリ広告をするときは、契約の申込みの受理及び当該申込みの内容、契約の成立及び当該契約の内容、並びに契約の履行に係る事項のうち重要なものの通知に付随して、通信販売フアクシミリ広告をするものとする。

(法第十二条の五第一項第三号の主務省令で定める場合)

第十一条の九 法第十二条の五第一項第三号の主務省令で定める場合は、相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得てフアクシミリ装置を用いて送信する方法により送信される通信文の一部に掲載することにより広告がなされる場合とする。

（記録の保存）

第十一条の十 法第十二条の五第三項の主務省令で定めるものは、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面等とする。ただし、販売業者又は役務提供事業者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある書面等として正確に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、書面への記入その他の行為が当該相手方に通信販売フアクシミリ広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるように表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等とする。

2 前項の書面等は、相手方に対し通信販売フアクシミリ広告を行つた日から一年間保存しなければならない。

(連絡方法の表示)

第十一条の十一 法第十二条の五第四項の主務省令で定めるものは、フアクシミリ番号（相手方が通信販売フアクシミリ広告の提供を受けない旨の意思の表示をすることができるものに限る。）とし、当該フアクシミリ番号は、当該通信販売フアクシミリ広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

(通信販売における承諾等の通知)

第十二条 法第十三条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨）
- 二 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 三 受領した金額及びそれ以前に受領した金額があるときはその合計額
- 四 当該金額を受領した年月日
- 五 申込みを受けた商品名及びその数量又は権利若しくは役務の種類
- 六 申込みを承諾するときは、その商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

第十三条 法第十三条第一項の規定により申込みをした者に書面により通知するときは、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 申込みを承諾しない旨を通知するときは、既に受領している金額を直ちに返還する旨及びその方法を記載すること。
- 二 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期は期間又は期限をもって表示すること。

二 前項の書面には日本産業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十四条 法第十三条第二項の電磁的方法は、次の方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの
- イ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知すべき事項を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第十三条第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受け入れの旨の申出をする場合にあつては、販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- ハ 申込みをした者の使用に係る電子計算機に通知すべき事項を記録するためのファイルが備えられていない場合に、販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら当該申込みをした者の用に供するものに限る。次項第二号において「申込者ファイル」という。）に記録された当該事項を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに通知すべき事項を記録したものを交付する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに通知すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 前項第一号又はロに掲げる方法にあつては、申込みをした者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、申込者ファイルへの記録がされた通知すべき事項を、当該申込者ファイルに記録された時から起算して六月間、消去し、又は改変できないものであること。

3 販売業者又は役務提供事業者は、第一項に掲げる方法により法第十三条第一項本文の規定による書面による通知に代えて当該通知すべき事項を提供するときは、申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない。

第十五条 令第四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち販売業者又は役務提供事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方法

（通信販売における禁止行為）

第十六条 法第十四条第一項第二号の主務省令で定める行為は、販売業者又は役務提供事業者が、電子契約（販売業者又は役務提供事業者と顧客との間で電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により電子計算機の映像面を介して締結される売買契約又は役務提供契約であつて、販売業者若しくは役務提供事業者又はこれらの委託を受けた者が当該映像面に表示する手続に従つて、顧客がその使用する電子計算機を用いて送信することによつてその申込みを行うものをいふ。以下この項及び第三項において同じ。）の申込みを受けるときにおいて、申込みの内容を、顧客が電子契約に係る電子計算機の操作（当該電子契約の申込みとなるものに限る。）を行う際に容易に確認し及び訂正することができるようにして行ないこととする。

2 法第十四条第一項第三号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が、電子情報処理組織を使用する方法（電磁的方法を除く。）により電子計算機を用いて送信することにより行われる通信販売電子メール広告を

することについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われぬよう、顧客の電子計算機の操作（通信販売電子メール広告をすることについての承諾又は請求となるものに限る。次号において同じ。）が当該通信販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示して行ないこと。

二 販売業者又は役務提供事業者が、電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為により行われる通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受けるための表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われぬよう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該通信販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が容易に認識できるように表示して行ないこと。

三 販売業者又は役務提供事業者が、法第十二条の四第一項及び同条第二項で準用する法第十二条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行っている者に、同条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。

3 法第十四条第二項第一号の主務省令で定める行為は、通信販売電子メール広告受託事業者が行つて、通信販売電子メール広告受託事業者の申込みを受けるための電子メール広告を行う場合において、電子契約に係る電子計算機の操作（当該電子契約の申込みとなるものに限る。）が当該電子契約の申込みとなることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示して行ないこととする。

4 法第十四条第二項第二号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 通信販売電子メール広告受託事業者が、電子情報処理組織を使用する方法（電磁的方法を除く。）により電子計算機を用いて送信することにより行われる通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受け

る場合において、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われぬよう、顧客の電子計算機の操作（通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をすることについての承諾又は請求となるものに限る。次号において同じ。）が当該通信販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示して行ないこと。

二 通信販売電子メール広告受託事業者が、電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為により行われる通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該通信販売電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受けるための表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われぬよう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該通信販売電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が容易に認識できるように表示して行ないこと。

（法第十五条の二第一項の主務省令で定める者）

第十六条の二 法第十五条の二第一項の主務省令で定める者は、法第十五条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

（申込みの撤回等）

第十六条の三 法第十五条の三第一項ただし書の主務省令で定める方法は、顧客の電子計算機の映像面に表示される顧客が商品又は特定権利の売買契約の申込みとなる電子計算機の操作を行うための表示において、顧客にとつて見やすい箇所を明瞭に判読できるように表示する方法その他顧客にとつて容易に認識することができるよう表示する方法とする。

（電話勧誘販売における書面の交付等）

第十七条 法第十八条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結を担当した者の氏名

三 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結の年月日

四 商品名及び商品の商標又は製造者名

五 商品に型式があるときは、当該型式

六 商品の数量

七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

八 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

九 前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第十八条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名

三 売買契約又は役務提供契約の締結の年月日

四 商品名及び商品の商標又は製造者名

五 商品に型式があるときは、当該型式

六 商品の数量

七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

八 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

九 前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第十九条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」といふ。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

事項	基準
一 引き渡された商品が種類又は品質に適合しない場合の責任に関する事項	一 引き渡された商品が種類又は品質に適合しない場合の責任に関する事項

<p>二 契約の解除に関する事項</p> <p>一 購入者又は役務の提供を受ける者からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。</p> <p>ロ 販売業者又は役務提供事業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合における販売業者又は役務提供事業者の義務に關し、民法に規定するものより購入者又は役務の提供を受ける者に不利な内容が定められていないこと。</p> <p>三 その他法令に違反する特約が定められていないこと。</p>	<p>二 書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤字の中に赤字で記載しなければならない。</p> <p>三 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。</p> <p>第二十條 法第十八條又は法第十九條の規定により交付する書面に記載する法第十八條第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。</p>
---	--

<p>一 法第十九條の書面を受領した日(その前日)に法第十八條の書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、申込者等(法第二十四條第一項の申込者等)をいう。</p> <p>二 以下この条及び第二十三條の三において同じ。は、書面又は電磁的記録により商品(法第二十四條第一項の申込者等)の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>三 口頭による申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>四 申込者等が、販売業者が法第二十一條第一項の規定に違反して商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実の事実を告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことに因り困感し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行なかつた場合には、当該販売業者が交付した法第二十四條第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまで、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又はその解除を行うことができること。</p>	<p>ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>ニ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、販売業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができること。</p> <p>ホ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡しに既にされているときは、その引取りに要する費用は販売業者の負担とする。</p> <p>ヘ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用されるときにおいても、当該販売業者は、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができること。</p> <p>ト イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、商品の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。</p>
---	---

<p>ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>ニ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、販売業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができること。</p> <p>ホ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、その売買契約に係る権利の移転に既にされているときは、その返還に要する費用は販売業者の負担とする。</p> <p>ヘ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に権利の行使により施設が利用され又は役務が提供されたときにおいても、当該販売業者は、申込者等に対し、当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができること。</p> <p>ト イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除を行つた場合において、当該権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該申込者等は、当該販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。</p> <p>チ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、権利の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。</p>	<p>ハ 是、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ニ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>ホ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、販売業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができること。</p> <p>ヘ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に権利の行使により施設が利用され又は役務が提供されたときにおいても、当該販売業者は、申込者等に対し、当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができること。</p> <p>ト イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除を行つた場合において、当該権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該申込者等は、当該販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。</p> <p>チ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、権利の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。</p>
---	---

<p>ハ 是、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ニ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>ホ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、販売業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができること。</p> <p>ヘ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に権利の行使により施設が利用され又は役務が提供されたときにおいても、当該販売業者は、申込者等に対し、当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができること。</p> <p>ト イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除を行つた場合において、当該権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該申込者等は、当該販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。</p> <p>チ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、権利の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。</p>	<p>ハ 是、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ニ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>ホ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、販売業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができること。</p> <p>ヘ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に権利の行使により施設が利用され又は役務が提供されたときにおいても、当該販売業者は、申込者等に対し、当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができること。</p> <p>ト イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除を行つた場合において、当該権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該申込者等は、当該販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。</p> <p>チ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、権利の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。</p>
---	---

2 当該売買契約又は役務提供契約に係る商品又は役務の提供が法第二十六條第四項第一号の政令で定める商品又は役務の提供に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約又は役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、前項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

- 一 商品又は役務の名称その他当該商品又は役務を特定し得る事項
- 二 当該商品又は役務については契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。

3 当該役務提供契約に係る役務の提供が法第二十六條第四項第二号の政令で定める役務の提供に該当する場合において、その役務提供契約の申込みの撤回又はその役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

- 一 役務の名称その他当該役務を特定し得る事項
- 二 当該役務については契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。

4 当該売買契約に係る商品が法第二十六條第五項第一号の政令で定める商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、同項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

- 一 商品の名称その他当該商品を特定し得る事項

5 法第十九條第二項に規定する場合であつて、当該売買契約に係る商品若しくは特定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が法第二十六條第五項第三号の政令で定める金額に満たない場合において、その売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売

買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、その契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができない旨を記載しなければならない。

6 前各項に掲げる事項は赤字の中に赤字で記載しなければならない。

(電話勧誘販売における承諾等の通知)

第二十一条 法第二十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 申込みを承諾する旨又は承諾しない旨(当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨)
- 二 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 三 受領した金銭の額及びそれ以前に受領した金銭があるときはその合計額
- 四 当該金銭を受領した年月日
- 五 申込みを受けた商品名及びその数量又は権利若しくは役務の種類
- 六 申込みを承諾するときは、その商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

第二十二条 法第二十条の規定により申込みをした者に書面により通知するときは、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 申込みを承諾しない旨を通知するときは、既に受領している金銭を直ちに返還する旨及びその方法を記載すること。
- 二 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期は期間又は期限をもつて表示すること。

2 前項の書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

(電話勧誘販売における重要事項)

第二十三条 法第二十一条第一項第一号の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 商品の効能
- 二 商品の商標又は製造者名
- 三 商品の販売数量
- 四 商品の必要数量
- 五 役務又は権利に係る役務の効果

(電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為)

第二十四条 法第二十一条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより電話勧誘顧客(法第二十一条第三項の電話勧誘顧客をいう。次条第三号において同じ。)にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利(法第二十一条第四項第一号に掲げるものに限る。以下この号及び次号において同じ。)と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

二 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えていること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えていること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えていること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えていることを知りながら勧誘すること。

第二十三条 法第二十一条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘をし、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘を妨げることをし、
- 二 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。
- 三 電話勧誘顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと(法第二十一条第一項第四号に定めるものを除く)。
- 四 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、当該契約に係る書面

に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

五 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。

- イ 当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。
- ロ 当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方に割賦販売法第三十五条の三の第三項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘すること。

六 法第二十六條第五項第一号の政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。

(法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者)

第二十三条の二 法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者は、法第二十三条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第二十三条の三 法第二十四条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 二 法第二十四条第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。
- 三 法第二十四条第二項から第七項までの規定に関する事項
- 四 売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除があつた場合において、商品又は権利の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。

に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。

五 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。

- イ 当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。
- ロ 当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の相手方に割賦販売法第三十五条の三の第三項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘すること。

六 法第二十六條第五項第一号の政令で定める商品の売買契約の解除を妨げるため、当該売買契約を締結した際、購入者に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。

(法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者)

第二十三条の二 法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者は、法第二十三条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第二十三条の三 法第二十四条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 二 法第二十四条第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。
- 三 法第二十四条第二項から第七項までの規定に関する事項
- 四 売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除があつた場合において、商品又は権利の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。

型的な内容の表示において、当該電子計算機
の操作が当該相手方に連鎖販売取引電子メ
ール広告をすることを承諾し、又は請求するも
のであることを容易に認識できるように表示し
ている場合には、当該承諾を得、又は請求を
受けるために表示した定型的内容を示す書
面等及び当該内容の表示がされた時期を示す
書面等。

二 電磁的方法、書面その他の方法により相手
方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあ
つては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請
求があつたことを示す書面等。ただし、統括
者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、当該承
諾を得、又は請求を受けるために定型的内容
を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は
請求を受けたときに当該承諾又は請求の内
容に係る情報を一覧性のある書面等として正
確に編集する方法を用いている場合であつ
て、当該定型的内容の表示において、当該
電磁的方法による電磁的記録の送信、当該書
面への記入その他の行為が当該相手方に連鎖
販売取引電子メール広告をすることを承諾
し、又は請求するものであることを容易に認
識できるように表示している場合には、当該承
諾を得、又は請求を受けるために表示した定
型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示
がされた時期を示す書面等。

2
前項の書面等は、相手方に対し連鎖販売取引
電子メール広告を行った日から三年間保存しな
ければならない。

(連絡方法の表示)
第二十七条の四 法第三十六条の三第四項の主務
省令で定めるものは、次のいずれかの事項と
し、当該事項は、当該連鎖販売取引電子メー
ール広告の本文に容易に認識できるように表示しな
ければならない。

一 電子メールアドレス（相手方が連鎖販売取
引電子メール広告の提供を受けたい旨の意思
の表示をすることができるものに限る。）
二 電子情報処理組織において識別するための
文字、記号その他の符号若しくはこれらの結
合（電子計算機に入力されることによつて当
該電子計算機の映像面に表示される手続に従
うことにより、相手方が連鎖販売取引電子メ
ール広告の提供を受けたい旨の意思の表示を
することができるものに限る。）又はこれに
準ずるもの

(法第三十六条の四第一項第二号の主務省令で
定める場合)
第二十七条の五 法第三十六条の四第一項第二号
の主務省令で定める場合は、次のいずれかの場
合とする。

一 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を
得て電磁的方法により送信される電磁的記録
の一部に掲載することにより、連鎖販売取引
電子メール広告委託者（法第三十六条の四第
一項本文の連鎖販売取引電子メール広告委託
者を用い、以下同じ。）に係る連鎖販売取引
電子メール広告がなされる場合

二 電磁的方法により送信しようとする電磁的
記録の一部に広告掲載することを条件とし
て利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提
供する者（連鎖販売取引電子メール広告委託
事業者（法第三十六条の四第一項本文の連鎖
販売取引電子メール広告委託事業者を用い、
以下同じ。）が当該役務を提供する者である場合を含む。）
による当該役務の提供の際に、連鎖販売取
引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引
電子メール広告がなされる場合（利用者を誘
引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁
的記録を送信させることにより、当該役務の
提供に際して広告をするときを除く。）

(連鎖販売取引における書面の交付)
第二十八条 法第三十七条第一項の規定により連
鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者に
交付する書面にはその連鎖販売業に係る次の事
項を明記しなければならない。

一 統括者の氏名又は名称、住所及び電話番号
並びに法人にあつては代表者の氏名
二 連鎖販売業を行う者が統括者でない場合に
は、当該連鎖販売業を行う者の氏名又は名
称、住所及び電話番号並びに法人にあつては
代表者の氏名
三 商品（施設を利用し及び役務の提供を受け
る権利を除く。第五号において同じ。）の種
類及びその性能若しくは品質に関する重要な
事項又は権利若しくは役務の種類及びこれら
の内容に関する重要な事項
四 商品名
五 商品若しくは権利の販売価格、商品若しく
は権利の引渡し若しくは移転の時期及び方法
その他の商品若しくは権利の販売条件に関す
る重要な事項又は役務の対価、役務の提供の
時期及び方法その他の役務の提供条件に関す
る重要な事項

六 連鎖販売業に係る特定利益に関する事項
七 連鎖販売取引に伴う特定負担の内容
八 契約の解除の条件その他の当該連鎖販売業
に係る契約に関する重要な事項
九 割賦販売法第二条第二項に規定するローン
提携販売の方法又は同条第三項に規定する包
括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規
定する個別信用購入あつせんに係る提供の方
法により商品の販売又は役務の提供を行う場
合には、同法第二十九条の四第二項（同条第
三項において準用する場合を含む。）又は同
法第三十条の四（同法第三十条の五第一項に
おいて準用する場合を含む。）若しくは同法
第三十五条の三の十九の規定に基づきローン
提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係
販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業
者、包括信用購入あつせん関係役務提供事業
者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提
供事業者に対して生じている事由をもつて、
商品の購入者又は役務の提供を受ける者はロ
ーン提供業者又は包括信用購入あつせん業者
若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗す
ることができること。

十 法第三十四条に規定する禁止行為に関する
事項
二 前項の書面には書面の内容を十分に読むべき
旨を赤字の中に赤字で記載しなければならない
こと。

3 第一項の書面には日本産業規格Z八三〇五に
規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数
字を用いなければならない。

二十九条 法第三十七条第二項第五号の主務省
令で定める事項は、次のとおりとする。

一 統括者の氏名又は名称、住所及び電話番号
並びに法人にあつては代表者の氏名
二 連鎖販売業を行う者が統括者でない場合に
は、当該連鎖販売業を行う者の氏名又は名
称、住所及び電話番号並びに法人にあつては
代表者の氏名
三 契約年月日
四 商標、商号その他特定の表示に関する事項
五 連鎖販売業に係る特定利益に関する事項
六 特定負担以外の義務についての定めがある
ときは、その内容
七 割賦販売法第二条第二項に規定するローン
提携販売の方法又は同条第三項に規定する包
括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規

事項	内容
一 商品若しくは権利は、購入する商品又は権利の価格、の再販売、代金の支払の時期及び方法、商品又は受託販売若しくは権利の引渡し又は移転の時期及び引渡し方法は、当該商品又は権利の再販売にあつては、その条件のときは、その内容又は同種役員 商品又は権利の受託販売について、委託を受けて販売する商品又は役務の提供若しくは、委託を受けて販売する商品又は役務の提供の価格、その引渡し又は移転の提供の時期及び方法、受け取った代金のつせんにつ引渡しの時期及び方法その他商品又は引渡しの条件は権利の受託販売について条件のあつては、その内容	一 商品又は権利の再販売について、購入する商品又は権利の価格、の再販売、代金の支払の時期及び方法、商品又は受託販売若しくは権利の引渡し又は移転の時期及び引渡し方法は、当該商品又は権利の再販売にあつては、その条件のときは、その内容又は同種役員 商品又は権利の受託販売について、委託を受けて販売する商品又は役務の提供若しくは、委託を受けて販売する商品又は役務の提供の価格、その引渡し又は移転の提供の時期及び方法、受け取った代金のつせんにつ引渡しの時期及び方法その他商品又は引渡しの条件は権利の受託販売について条件のあつては、その内容
二 商品の対価、その支払の時期及び方法その他同種役員 商品又は権利の提供について条件のときは、その内容	二 商品の対価、その支払の時期及び方法その他同種役員 商品又は権利の提供について条件のときは、その内容
三 商品若しくは権利の販売のあつせん又は役務の提供のあつせんについては、当該あつせんについて条件のあるときは、その内容	三 商品若しくは権利の販売のあつせん又は役務の提供のあつせんについては、当該あつせんについて条件のあるときは、その内容

<p>二 当該連入先、数量、金額、代金の支払の時期及び方法並びに当該商品の引渡し負担に関する事項</p>	<p>イ 商品の購入については、その購入先、金額、代金の支払の時期及び方法並びに当該商品の引渡し負担の時期及び方法</p> <p>ロ 権利の購入については、その購入先、金額、代金の支払の時期及び方法並びに当該権利の移転の時期及び方法</p> <p>ハ 役務の対価の支払については、その支払先、金額、対価の支払の時期及び方法並びに当該役務の提供の時期及び方法</p> <p>ニ 取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期及び方法</p> <p>ホ 取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件</p>
<p>三 法第四十條第一項の約定に係る特定負担が再販売をする商の購入に於いて、その契約に基づき購入し、その契約に基づき最初の引渡しを受ける事項は、その引渡しを受けた日から起算して二十日を経過するまでは、その全額を返還すること。</p>	<p>三 法第四十條第一項の約定に係る特定負担が再販売をする商の購入に於いて、その契約に基づき購入し、その契約に基づき最初の引渡しを受ける事項は、その引渡しを受けた日から起算して二十日を経過するまでは、その全額を返還すること。</p> <p>四 法第四十條第二項の約定に係る特定負担が再販売をする商の購入に於いて、その契約に基づき購入し、その契約に基づき最初の引渡しを受ける事項は、その引渡しを受けた日から起算して二十日を経過するまでは、その全額を返還すること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が法第三十四條第一項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第二項の規定に違反して法第四十條第一項の規定による連鎖販売の解除に関する事項につき不実の事実を告げる行為をしたことにより誤認を及ぼし、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が法第三十條第三項の規定に違反して威迫したことに因り、これらによつて法第四十條第一項の規定による当該契約の解除を行わなかつた場合には、その連鎖販売に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が交付した同項の書面を当該連鎖販売加入者が受領した日から起算して二十日を経過するまでは、当該連鎖販売加入者は、書面又は電磁的記録により当該契約の解除を行うことができること。</p>
<p>四 法第四十條第二項の約定に係る特定負担が再販売をする商の購入に於いて、その契約に基づき購入し、その契約に基づき最初の引渡しを受ける事項は、その引渡しを受けた日から起算して二十日を経過するまでは、その全額を返還すること。</p>	<p>四 法第四十條第二項の約定に係る特定負担が再販売をする商の購入に於いて、その契約に基づき購入し、その契約に基づき最初の引渡しを受ける事項は、その引渡しを受けた日から起算して二十日を経過するまでは、その全額を返還すること。</p> <p>ロ イに記載した事項により連鎖販売の解除されたときは、連鎖販売業者が行う者は、連鎖販売加入者（当該連鎖販売契約を締結した日から一年を経過していない者）に限る。以下この号において同じ。）に対し、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額及び次に掲げる額を合算した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。</p>
<p>五 法第四十條第二項の約定に係る特定負担が再販売をする商の購入に於いて、その契約に基づき購入し、その契約に基づき最初の引渡しを受ける事項は、その引渡しを受けた日から起算して二十日を経過するまでは、その全額を返還すること。</p>	<p>五 法第四十條第二項の約定に係る特定負担が再販売をする商の購入に於いて、その契約に基づき購入し、その契約に基づき最初の引渡しを受ける事項は、その引渡しを受けた日から起算して二十日を経過するまでは、その全額を返還すること。</p> <p>六 商標、その他の表示の使用に際しては、その内容が、当該表示の使用について条件が課せられるときは、その内容が、商標、商号その他特定の表示の使用を禁止している場合は、その旨を記載した事項により商品販売契約が解除されたときは、連鎖販売業者が行う者は、連鎖販売加入者（当該連鎖販売契約を締結した日から一年を経過していない者）に限る。以下この号において同じ。）に対し、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額及び次に掲げる額を合算した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。</p> <p>七 特定利益に関する事項</p> <p>イ 商品若しくは販売の再販売、受託販売若しくは販売のあっせんをする他の者に対する商品若しくは権利の販売金額又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあっせんをする他の者に対する役務の対価の支払の金額に對して收受し得る特定利益の金額を請求することができること。</p>

的役務提供契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の解除は、特定継続的役務の提供を受ける者が、当該契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。

ニ イ又はロの契約の解除があつた場合には、役務提供事業者は、特定継続的役務の提供を受ける者に對し、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ホ イ又はロの契約の解除があつた場合には、既に当該特定継続的役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、役務提供事業者は、特定継続的役務の提供を受ける者に對し、当該特定継続的役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができないこと。

ヘ イ又はロの契約の解除があつた場合において、当該特定継続的役務提供契約に關連して金銭を受領しているときは、役務提供事業者は、特定継続的役務の提供を受ける者に對し、速やかに、その全額を返還すること。

ト イ又はロの契約の解除があつた場合において、役務提供事業者が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行っているときは、特定継続的役務の提供を受ける者は、当該、関連商品販売契約についても解除を行うことができること。

チ トの解除の申出先が役務提供事業者と異なる場合には、その旨及び申出先

リ トの契約の解除は、当該契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を發した時に、その効力を生ずること。

又 トの契約の解除があつた場合には、関連商品の販売を行った者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ル トの契約の解除があつた場合において、当該関連商品販売契約に係る商品の引渡しに要する費用は関連商品の販売を行った者の負担とする。

ヲ トの契約の解除があつた場合において、当該関連商品販売契約に關連して金銭を受領しているときは、関連商品の販売を行った者は、特定継続的役務の提供を受ける者に對し、速やかに、その全額を返還すること。

三 法第四イ 契約書面を受領した日から起算し十九日を経過した後においては、特定項の規定に継続的役務の提供を受ける者は、将来より特定継続的役務の提供を受けることとなる。

四 イの契約の解除があつた場合において、役務提供事業者は、特定継続的役務の提供を受ける者に對し、提供された役務の対価及び当該解除によつて通常生ずる損害の額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこの金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと並びに提供された役務の対価の精算方法

ハ イの契約の解除があつた場合において、役務提供事業者が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行っているときは、特定継続的役務の提供を受ける者は、当該、関連商品販売契約についても解除を行うことができること。

ニ ハの解除の申出先が役務提供事業者と異なる場合には、その旨及び申出先

ホ ハの契約の解除があつた場合には、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、関連商品の通常の使用料に相当する額（当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価格を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額）、関連商品の販売価格に相当する額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに

對する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと。

ヘ 特定継続的役務提供契約又は関連商品販売契約の解除について特約がある場合には、その内容

2 特定継続的役務提供契約に係る関連商品が法第四十八條第二項ただし書の政令で定める関連商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、契約書面には、前項の表第二号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一 商品の名称その他当該商品を特定し得る事項

二 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該販売業者が当該特定継続的役務の提供を受ける者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）は契約の解除を行うことができないこと。

3 第一項の表第二号の下欄に掲げる事項及び前項に掲げる事項は赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 契約書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

5 契約書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

第三十五條 法第四十二條第三項第一号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 権利の行使により受けることができる役務の種類

二 権利の行使により受けることができる役務の提供の形態又は方法

三 権利の行使による役務の提供を受けることができる時間数、回数その他の数量の総計

四 権利の行使により受けることができる役務について、施術を行う者、講師その他の役務を直接提供する者の資格、能力等に関して特約があるときは、その内容

2 法第四十二條第三項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 特定権利販売契約の締結を担当した者の

三 特定権利販売契約の年月日

四 当該権利の行使による役務の提供に際し当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する必要のある商品がある場合にはその種類及び数量

五 割賦販売法第二條第二項に規定するローン提携販売の方法又は同法第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同法第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る販売の方法により権利の販売を行う場合には、同法第二十九條の四第二項（同法第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十條の四（同法第三十條の五第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法第三十五條の三の十九の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売業者に對して生じている事由をもつて、特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に對抗することができないこと。

六 役務の提供に際し特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、当該商品を販売する者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

七 特約があるときは、その内容

第三十六條 法第四十二條第三項の規定により交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）に記載する同項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項については次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 権利の行使による役務の提供に際し当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する商品の販売価格、当該権利の行使による役務の提供に際し当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する商品の販売価格その他の提供を受ける権利の購入者の費用その他の費用の合計

二 権利の行使による役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない

<p>い 金 銭 の 額</p>	<p>二 法第イ 契約書面を受領した日から起算し四十八条を経過するまでは、特定継続的 第一項の役務の提供を受ける権利を 規定によ、書面又は電磁的記録により特定 る特定権利販売契約の解除を行うことができ る権利販売契約 約の解除ロ イに記載した事項にかかわらず、 に關する特定継続的役務の提供を受ける権利を 事項（同購入する者が、販売業者が法第四十四 条第二項第一項の規定に違反して法第四十八 条から第七項の規定による特定権利販売契 項までの約の解除に関する事項につき不実の 規定に關し、又は販売業者が法第四十四條第 三項の規定に違反して威迫したことに より困惑し、これらによつて法第四十 八条第一項の規定による特定権利販売 契約の解除を行わなかつた場合には、 当該販売業者が交付した同項の書面を 当該特定継続的役務の提供を受ける権 利を購入する者が受領した日から起算 して八日を経過するまでは、当該特定 継続的役務の提供を受ける権利を購入 する者は、書面又は電磁的記録により 当該特定権利販売契約の解除を行うこ とができること。 ハ イ又はロの契約の解除は、特定継 続的役務の提供を受ける権利を購入す る者が、当該契約の解除に係る書面又 は電磁的記録による通知を發した時 に、その効力を生ずること。 ニ イ又はロの契約の解除があつた場 合には、販売業者は、特定継続的役務 の提供を受ける権利を購入する者に対 し、当該契約の解除に伴う損害賠償又 は違約金の支払を請求することができ ないこと。 ホ イ又はロの契約の解除があつた場 合において、当該特定権利販売契約に 係る権利の移転が既にされているとき は、その返還に要する費用は販売業者 の負担とすること。 ヘ イ又はロの契約の解除があつた場 合には、既に権利の行使により役務が 提供されたときにおいても、販売業者</p>
----------------------------------	---

<p>は、特定継続的役務の提供を受ける権 利を購入する者に対し、当該権利の行 使により得られた利益に相当する金銭 の支払を請求することができないこと。 ト イ又はロの契約の解除があつた場 合において、当該特定権利販売契約に 關連して金銭を受領しているときは、 販売業者は、特定継続的役務の提供を 受ける権利を購入する者に対し、速や かに、その全額を返還すること。 チ イ又はロの契約の解除があつた場 合において、販売業者が関連商品の販 売又はその代理若しくは媒介を行つて 受けるときは、特定継続的役務の提供を 受ける権利を購入する者は、当該、関 連商品販売契約についても解除を行う ことができること。 リ チの解除の申出先が販売業者と異 なる場合には、その旨及び申出先 又チの契約の解除は、当該契約の解 除に係る書面又は電磁的記録による通 知を發した時に、その効力を生ずること。 ル チの契約の解除があつた場合に は、関連商品の販売を行つた者は、特 定継続的役務の提供を受ける権利を購 入する者に対し、その契約の解除に伴 う損害賠償又は違約金の支払を請求す ることができないこと。 ヲ チの契約の解除があつた場合にお いて、当該関連商品販売契約に係る商 品の引渡しに既にされているときは、 その引取りに要する費用は関連商品の 販売を行つた者の負担とすること。 ワ チの契約の解除があつた場合にお いて、当該関連商品販売契約に關連し て金銭を受領しているときは、関連商 品の販売を行つた者は、特定継続的役 務の提供を受ける権利を購入する者に 対し、速やかに、その全額を返還する こと。</p>	<p>三 法第イ 契約書面を受領した日から起算し 四十九条を経過した後においては、特定 第三項の継続的役務の提供を受ける権利を購入 規定によ</p>
---	--

<p>る特定権利販売契約の解除を 行ふことができること。 約の解除ロ イの契約の解除があつた場合に に關するは、販売業者は、特定継続的役務の提 事項（同供を受ける権利を購入する者に対し、 条第四項権利の行使により通常得られる利益に から第六項相当する額（当該権利の販売価格に相 項までの当する額から当該権利の返還されたた 規定に關する価格を控除した額が当該権 する事項の行使により通常得られる利益に相 当する額を超えるときは、その額）、 権利の販売価格に相当する額又は契約 の締結及び履行のために通常要する費 用の額にこれらに対する遅延損害金の 額を加算した金額を超える額の金銭の 支払を請求することができないこと。 ハ イの契約の解除があつた場合にお いて、販売業者が関連商品の販売又は その代理若しくは媒介を行つていた ときは、特定継続的役務の提供を受ける 権利を購入する者は、関連商品販売契 約についても解除を行うことができる こと。 ニ ハの解除の申出先が販売業者と異 なる場合には、その旨及び申出先 ホ ハの契約の解除があつた場合に は、関連商品の販売を行つた者は、特 定継続的役務の提供を受ける権利を購 入する者に対し、関連商品の通常的使用 料に相当する額（当該関連商品の販 売価格に相当する額から当該関連商品 の返還されたときにおける価格を控除 した額が通常の使用料に相当する額を 超えるときは、その額）、関連商品の 販売価格に相当する額又は契約の締結 及び履行のために通常要する費用の額 にこれらに対する遅延損害金の額を加 算した金額を超える額の金銭の支払を 請求することができないこと。 ヘ 特定権利販売契約又は関連商品販 売契約の解除について特約がある場合 には、その内容</p>	<p>2 特定権利販売契約に係る関連商品が法第四十 八条第二項ただし書の政令で定める関連商品に 該当する場合において、当該商品を使用し又は その全部若しくは一部を消費したときはその売</p>
--	---

<p>買契約の解除を行うことができな ときは、契約書面には、前項の表第二号の下欄 に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を 記載しなければならない。 一 商品の名称その他当該商品を特定し得る 事項 二 当該商品を使用し又はその全部若しくは一 部を消費したとき（当該販売業者が当該特定 継続的役務の提供を受ける権利を購入する者 に当該商品を使用させ、又はその全部若しく は一部を消費させた場合を除く。）は契約の 解除を行うことができな 三 第一項の表第二号の下欄に掲げる事項及び前 項に掲げる事項は赤枠の中に赤字で記載しな ればならない。 4 契約書面には書面の内容を十分に読むべき旨 を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。 5 契約書面には日本産業規格Z八三〇五に規定 する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を 用いなければならない。 （誇大広告等の禁止） 第三十七条 法第四十三條の主務省令で定める事 項は、次のとおりとする。 一 役務又は権利の種類又は内容 二 役務の効果又は目的 三 役務若しくは権利、役務提供事業者若しく は販売業者又は役務提供事業者若しくは販売 業者の行う事業についての国、地方公共団 体、著名な法人その他の団体又は著名な個人 の関与 四 役務の対価又は権利の販売価格 五 役務の対価又は権利の代金の支払の時期及 び方法 六 役務の提供期間 七 特定継続的役務提供等契約の解除に關する 事項（法第四十八條第一項から第七項まで及 び第四十九條第一項から第六項までの規定に 關する事項を含む。） 八 役務提供事業者又は販売業者の氏名又は名 稱、住所及び電話番号 九 第四号に定める金銭以外の特定継続的役務 提供受領者等の負担すべき金銭があるとき は、その名目及びその額 （特定継続的役務提供に關する重要事項） 第三十七條の二 法第四十四條第一項第二号の主 務省令で定める事項は、次の各号に掲げるもの とする。</p>	<p>第三十七條の二 法第四十四條第一項第二号の主 務省令で定める事項は、次の各号に掲げるもの とする。</p>
---	--

- 一 商品の効能
- 二 商品の商標又は製造者名
- 三 商品の販売数量
- 四 商品の必要数量
- (書類の備付け)

第三十八條 法第四十五條第一項に規定する業務及び財産の状況を記載した書類は、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書(会社以外の者にあつては、これらに準ずる書類)とする。

2 当該書類は、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に遅滞なく備え置かなければならない。

3 備え置いた書類は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間、保管すること。(特定継続的役務提供における禁止行為)

第三十九條 法第四十六條第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定継続的役務提供等契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方であつて、又は特定継続的役務提供等契約の解除について迷惑を覚えさせるような仕方であつてこれを妨げること。
- 二 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じ、特定継続的役務提供等契約を締結させること。
- 三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと。
- 四 特定継続的役務提供等契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。
- 五 特定継続的役務提供等契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。
- イ 当該特定継続的役務提供等契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。
- ロ 当該特定継続的役務提供等契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。
- ハ 当該特定継続的役務提供等契約の相手方に割賦販売法第三十五條の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結

させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方であつてこれを勧誘すること。

六 法第四十八條第二項ただし書の政令で定める関連商品の販売に係る契約の解除を妨げるため、当該商品の販売に係る契約を締結した際、特定継続的役務提供受領者等に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。

七 関連商品販売契約に基づく債務又は関連商品販売契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること(役員提供事業者又は販売業者が関連商品の販売の代理又は媒介を行つている場合にあつては、関連商品販売契約に基づく債務又は関連商品販売契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させることを唆すこと)。

(令第十三條の二において準用する令第十三條の四の主務省令で定めるもの)

第三十九條の二 第七條の三の規定は、令第十三條の二において読み替へて準用する令第十三條の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。

(法第四十七條の二第一項の主務省令で定める者)

第三十九條の二の二 法第四十七條の二第一項の主務省令で定める者は、法第四十七條第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(特定継続的役務提供契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十九條の二の三 法第四十八條第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定継続的役務提供等契約の内容及び関連商品の商品名
- 二 役務の対価又は権利の販売価格その他の特定継続的役務提供受領者等が支払わなければならない金銭の額
- 三 法第四十八條第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により特定継続的役務提供等契約の解除等を行うことができること。
- 四 法第四十八條第二項から第七項までの規定に関する事項

五 役員提供事業者又は販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

六 特定継続的役務提供等契約の申込み又は締結を担当した者の氏名

七 特定継続的役務提供等契約の締結の年月日

八 関連商品がある場合には、当該商品を販売する者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

九 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

十 書面に記載するに際し、第一項第三号及び第四号に掲げる内容については赤字の中に赤字で記載しなければならない。

十一 前三項の規定により交付する書面は、様式第三によること。

十二 役員提供事業者又は販売業者は、法第四十八條第一項の書面を特定継続的役務提供受領者等に交付した際には、直ちに特定継続的役務提供受領者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第三号及び第四号に掲げる内容について特定継続的役務提供受領者等に告げなければならない。

第四章 業務提供誘引販売取引
(業務提供誘引販売取引における重要事項)

第三十九條の三 法第五十二條第一項第一号の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 商品の効能
 - 二 商品の商標又は製造者名
 - 三 商品の販売数量
 - 四 商品の必要数量
 - 五 役務又は権利に係る役務の効果
- (法第五十一條第三項の主務省令で定める場所)
- 第三十九條の四** 法第五十二條第三項の主務省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 営業所
 - 二 代理店
 - 三 露店、屋台店その他これらに類する店
 - 四 前三号に掲げるもののほか、一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であつて、店舗に類するもの
 - 五 自動販売機その他の設備であつて、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所

(業務提供誘引販売取引についての広告)
第四十條 法第五十三條第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二 業務提供誘引販売業を行う者が法人であつて、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名

三 業務提供誘引販売業を行う者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内に事務所等を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

四 商品名

五 業務提供誘引販売取引電子メール広告(法第五十四條の三第一項第一号の業務提供誘引販売取引電子メール広告をいう。以下同じ)をするときは、業務提供誘引販売業を行う者の電子メールアドレス

第四十一條 法第五十三條の規定により業務提供誘引販売取引については広告をするときは、同条第二号の事項については商品(法第五十一條第一項の商品をいう。次条を除く。以下この章において同じ)の購入金額若しくは役務の対価の支払の金額又は取引料の金額(商品の購入又は役務の対価の支払と取引料の提供とが併せて行われる場合にあつては、その商品の購入金額又はその役務の対価の支払の金額と取引料の金額との合計額)を明示しなければならない。

2 法第五十三條の規定により業務提供誘引販売取引については広告をするときは、同条第三号については次に定めるところにより表示しなければならない。

- 一 提供し、又はあつせんする業務の内容を表示すること。
- 二 一定の期間内に業務を提供し、又はあつせんする回数、業務に対する報酬の条件など、業務の提供又はあつせんの状態に応じ、当該業務の提供又はあつせんについての条件に係る重要な事項を表示すること。
- 三 收受し得る金額その他の業務提供利益の指標を表示するときは、その指標と同等の水準の業務提供利益を実際に收受している者が当該業務提供誘引販売業に關して業務提供誘引販売取引を行った者の多数を占めることを示す数値を表示するなど、業務提供利益の見込

みについて正確に理解できるように、根拠又は説明を表示すること。

(誇大広告等の禁止)

第四十二条 法第五十四条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

一 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

二 当該業務提供誘引販売取引に係る業務提供利益その他の業務の提供条件に関する事項

三 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の種類、内容若しくは効果

四 商品の原産地若しくは製造地、商標又は製造者名

五 商品、権利若しくは役務、業務提供誘引販売を行う者又は業務提供誘引販売を行う者の行う事業についての国、地方公共団体、著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与

六 業務提供誘引販売に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除に関する事項

(法第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

(法第五十四条の三第一項第二号の主務省令で定める場合)

第四十二条の二 法第五十四条の三第一項第二号の主務省令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより広告がなされる場合

二 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者(業務提供誘引販売業者を含む)による当該役務の提供に際して、広告がなされる場合(利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。)

(記録の保存)

第四十二条の三 法第五十四条の三第三項の主務省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法(電磁的方法を除く。)により相手方から承諾を得、

又は請求を受けた場合にあっては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面等。ただし、業務提供誘引販売業者が行う者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある電磁的記録として自動的に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電子計算機の操作が当該相手方に業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できる場合又は請求を受けるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるよう表示し、又は請求を受けるために定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

二 電磁的方法、書面その他の方法により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあっては、承諾又は請求があつたことを示す書面等。ただし、業務提供誘引販売業者が行う者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を示す書面等として正確に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電磁的方法による電磁的記録の送信、当該書面への記入その他の行為が当該相手方に業務提供誘引販売取引電子メール広告をするを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

前項の書面等は、相手方に対し業務提供誘引販売取引電子メール広告を行った日から三年間保存しなければならない。

(連絡方法の表示)

第四十二条の四 法第五十四条の三第四項の主務省令で定めるものは、次のいずれかの事項とし、当該事項は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の本文に容易に認識できるように表示しなければならない。

一 電子メールアドレス(相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない

旨の意思の表示をすることができないものに限る。)

二 電子情報処理組織において識別するための文字、記号その他の符号若しくはこれらの結合(電子計算機に入力されることによつて当該電子計算機の映像面に表示される手続に従うことにより、相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をすることができないものに限る。)

はこれに準ずるもの(法第五十四条の四第一項第二号の主務省令で定める場合)

第四十二条の五 法第五十四条の四第一項第二号の主務省令で定める場合は次のいずれかの場合とする。

一 相手方の請求に基づいて、又はその承諾を得て電磁的方法により送信される電磁的記録の一部に掲載することにより、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者(法第五十四条の四第一項本文の業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者をいう。以下同じ。)に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告がなされる場合

二 電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者(業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者(法第五十四条の四第一項本文の業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者をいう。)が当該役務を提供する者である場合を含む。)による当該役務の提供に際して、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告がなされる場合(利用者を誘引し、又は強制し、当該役務を利用して電磁的記録を送信させることにより、当該役務の提供に際して広告をするときを除く。)

(業務提供誘引販売取引における書面の交付)

第四十三条 法第五十五条第一項の規定により業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその業務提供誘引販売に係る次の事項を明記しなければならない。

一 業務提供誘引販売業者を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 商品(施設を利用し及び役務の提供を受けるときの種類及びその性能若しくは

品質に関する重要な事項又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する重要な事項

三 商品名

四 商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する重要な事項

五 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担の内容

六 契約の解除の条件その他の当該業務提供誘引販売に係る契約に関する重要な事項

七 割賦販売の方法第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する包括信用購入あつせん若しくは同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)

又は同法第三十条の四(同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。)

若しくは同法第三十五条の三の十九の規定に基づきローン提携販売業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係販売業者、包括信用購入あつせん関係提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係提供事業者若しくは生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者に対抗することができると。

前項の書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤字の中に赤字で記載しなければならない。

三 第一項の書面には日本産業規格Z八三〇五に規定するポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

第四十四条 法第五十五条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該業務提供誘引販売業者を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 当該業務提供誘引販売契約の締結を担当した者の氏名

三 契約年月日

四 商品名及び商品の商標又は製造者名

五 特定負担以外の義務についての定めがあるときは、その内容

く。)により電子計算機を用いて送信することにより行われる業務提供誘引販売取引電子メール広告を受けることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないよう、顧客の電子計算機の操作(業務提供誘引販売取引電子メール広告をすること)についての承諾又は請求となるものに限る。次号において同じ。)が当該業務提供誘引販売取引電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が当該操作を行う際に容易に認識できるように表示していないこと。

七 業務提供誘引販売業を行う者が、電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為により行われる業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることについての承諾を得、又は請求を受ける場合において、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告を受けることについての承諾を得、又は請求を受けるための表示を行う際に、顧客の意に反する承諾又は請求が容易に行われないよう、顧客の電磁的方法による電磁的記録の送信、書面への記入その他の行為が当該業務提供誘引販売取引電子メール広告を受けることについての承諾又は請求となることを、顧客が容易に認識できるように表示していないこと。

八 業務提供誘引販売業を行う者が、法第五十四条の四第一項及び同条第二項で準用する法第五十四条の三第二項から第四項までの規定のいずれかに違反する行為を行っている者に、同条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託すること。
(令第十六条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第四十六條の二 第七條の三の規定は、令第十六條の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七條の三第一項中「販売業者又は業務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは業務提供事業者」とあるのは、「業務提供誘引販売業を行う者」と読み替えるものとする。
(法第五十七條の二第一項の主務省令で定める者)

第四十六條の三 法第五十七條の二第一項の主務省令で定める者は、法第五十七條第一項前段の

規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。
(業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付)
第四十六條の四 法第五十八條第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 業務提供誘引販売契約の内容
- 二 法第五十八條第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により業務提供誘引販売契約の解除を行うことができること。
- 三 法第五十八條第一項後段、第二項及び第三項の規定に関する事項
- 四 業務提供誘引販売契約の解除があつた場合において、当該業務提供誘引販売契約に係る商品の代金若しくは役務の対価の支払又は取引料の提供が行われているときは、業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引の相手方に対し、速やかに、その全額を返還すること。
- 五 業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 六 当該業務提供誘引販売契約の締結を担当した者の氏名
- 七 契約年月日
- 八 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 九 書面に記載するに際し、第一項第二号から第四号までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
- 十 前三項の規定により交付する書面は、様式第四によること。

五 業務提供誘引販売業を行う者は、法第五十八條第一項の書面を業務提供誘引販売取引の相手方に交付した際には、直ちに業務提供誘引販売取引の相手方が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号から第四号までに掲げる内容について業務提供誘引販売取引の相手方に告げなければならない。
第五章 訪問購入

第四十七條 法第五十八條の七第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 売買契約の申込み又は締結を担当した者の氏名
- 三 売買契約の申込み又は締結の年月日
- 四 物品名
- 五 物品の特徴
- 六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
- 七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 八 前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 九 売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八條の七第三号及び第四号の事項

第四十九條 法第五十八條の七又は法第五十八條の八の規定により交付する書面(以下この条において「書面」という。)は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

事項	基準
一 法第五十八條の七又は法第五十八條の八の規定による物品の引渡しの拒絶をする者に不利な物品の引渡しの拒絶	一 物品イ 法第五十八條の八の書面を受領した日(その日前に法第五十八條の七のみの撤回書面を受領した日)から起算して八日又はその経過するまでは、申込者等(法第五十八條の七の第十四項の申込者等)をいう。の解除に以下この条及び第五十五條において同項の書面又は電磁的記録により物品の売買契約の申込みの撤回又はその解除を行うことができること。
二 購入業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合における購入業者の義務に關し、民法に規定するものより売買契約の相手方に不利な内容が定められていないこと。	ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、購入業者が法第五十八條の十第一項の規定に違反して物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に關する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該購入業者が交付した法

一 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 売買契約の申込み又は締結を担当した者の氏名

三 売買契約の申込み又は締結の年月日

四 物品名

五 物品の特徴

六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八 前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

九 売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八條の七第三号及び第四号の事項

絶に關する事項

二 契約のイ 売買契約の相手方からの契約の解除に關する事項

三 その他法令に違反する特約が定められていないこと。

二 書面には書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

三 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

第五十條 法第五十八條の七又は法第五十八條の八の規定により交付する書面に記載する法第五十八條の七第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	基準
一 物品イ 法第五十八條の八の書面を受領した日(その日前に法第五十八條の七のみの撤回書面を受領した日)から起算して八日又はその経過するまでは、申込者等(法第五十八條の七の第十四項の申込者等)をいう。の解除に以下この条及び第五十五條において同項の書面又は電磁的記録により物品の売買契約の申込みの撤回又はその解除を行うことができること。	ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、購入業者が法第五十八條の十第一項の規定に違反して物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に關する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該購入業者が交付した法

第五十八條の十四第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面又は電磁的記録による通知を差した時に、その効力を生ずること。

二 イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、購入業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ホ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、その売買契約に係る代金の支払が既にされているときは、その代金の返還に要する費用及びその利息は購入業者の負担とすること。

ヘ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、購入業者は、申込者等に対し、速やかに当該物品を返還すること。

2 前項及び法第五十八條の七第六号に掲げる事項は赤枠の中に赤字で記載しなければならぬ。

(訪問購入における重要事項)

第五十一條 法第五十八條の十第一項第一号の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 物品の効能
- 二 物品の商標、製造者名及び販売者名
- 三 物品の購入数量
- 四 第三者への物品の引渡しについての相手方に対する通知事項

第五十二條 法第五十八條の十一の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第三者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 物品を第三者に引き渡した年月日
- 三 物品の種類
- 四 物品名

- 五 物品の特徴
- 六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
- 七 その他売買契約の相手方が第三者への物品の引渡しの状況を知るために参考となるべき事項

(第三者への物品の引渡しについての通知方法)

第五十三條 法第五十八條の十一の二の規定による通知は、書面により行わなければならない。

2 前項の書面には、次項に規定する場合を除き、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 第三者に引き渡した物品は、法第五十八條の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から引渡しを受けた物品であること。
- 二 第四号の年月日から起算して八日を経過するまでは、当該契約の相手方は当該売買契約の解除を行うことができること。
- 三 当該契約の相手方が、次号の年月日に法第五十八條の七又は法第五十八條の八の書面を受領しなかつた場合及び購入業者が法第五十八條の十第一項の規定に違反して当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて前号の期間を経過するまでに当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該期間を経過した後も、当該契約の相手方は当該契約の解除を行うことができること。
- 四 購入業者が当該物品の売買契約の相手方に対し、当該契約に係る法第五十八條の八の書面を交付した年月日(その年月日前に法第五十八條の七の書面を交付した場合にあつては、その書面を交付した年月日)
- 五 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 六 物品を第三者に引き渡す年月日
- 七 物品の種類
- 八 物品名
- 九 物品の特徴
- 十 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があ

- るときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
- 法第五十八條の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方が法第五十八條の十四第一項の規定により当該契約を既に解除している場合、第一項の書面には、当該解除の事実及び次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 第三者に引き渡した物品は、法第五十八條の八第一項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から引渡しを受けた物品であること。
- 二 当該場合において、物品の引渡しを受けた第三者は、当該契約の相手方からの求めに従い、当該物品を返還すること。
- 三 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 四 物品を第三者に引き渡す年月日
- 五 物品の種類
- 六 物品名
- 七 物品の特徴
- 八 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
- 九 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 十 書面に記載するに際し、第二項第一号から第四号(第三項に規定する場合は、当該解除の事実並びに同項第一号及び第二号)までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
- 十一 第二項、第四項及び前項の規定により交付する書面は、様式第五によること。ただし、前三項の規定により交付する書面は、様式第五の二によること。

(訪問購入における禁止行為)

第五十四條 法第五十八條の十二第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 訪問購入に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、迷惑を覚えさせるような仕方で訪問購入に係る物品の引渡しを受け、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回、解除若しくは法第五十八條の十五の規定による物品の引渡しの拒絶に誘惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。

- 二 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。
- 三 顧客の知識及び経験に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと。
- 四 訪問購入に係る売買契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。
- 五 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと。

(令第十六條の四において準用する令第三條の四の主務省令で定めるもの)

第五十四條の二 第七條の三の規定は、令第十六條の四において読み替えて準用する令第三條の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七條の三第一項中「販売業者又は役員提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは役員提供事業者」とあるのは、「購入業者」と読み替えるものとする。(法第五十八條の十三の二第一項の主務省令で定める者)

第五十四條の三 法第五十八條の十三の二第一項の主務省令で定める者は、法第五十八條の十三第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第五十五條 法第五十八條の十四第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 物品の購入価格
- 二 法第五十八條の十四第一項ただし書の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除を行うことができること。
- 三 法第五十八條の十四第二項から第五項までの規定に関する事項
- 四 売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除があつた場合において、物品の引渡しが既にされているときは、購入業者は、申込者等に対し、速やかに当該物品を返還すること。
- 五 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

- 六 売買契約の申込み又は締結を担当した者の氏名
 - 七 売買契約の申込み又は締結の年月日
 - 八 物品名
 - 九 物品の特徴
 - 十 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
 - 2 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
 - 3 書面に記載するに際し、第一項第二号から第四号までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
 - 4 前三項の規定により交付する書面は、様式第六によること。
 - 5 購入業者は、法第五十八条の十四第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号から第四号までに掲げる内容について申込者等に告げなければならない。
- (通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合)
- 第五十六条 令第十六条の五第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。
- 第六章 雑則
- (主務大臣に対する申出の手続)
 - 第五十七条 法第六十条第一項の規定により主務大臣に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 申出に係る取引の態様
- 三 申出の趣旨
- 四 その他参考となる事項
- 2 前項の規定により提出する申出書は、様式第七によること。
- (親法人等又は関連法人等)
- 第五十八条 令第十七条の二の表の備考第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等(同号に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 一 他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないことと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等
- 二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
 - イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること
 - ロ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
 - ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- ニ 当該他の法人等の資金調達額の総額の過半数について当該法人等が融資を行っていること(当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半数となる場合を含む。)
- ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
- 三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることに

- より当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合(当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの
- 2 令第十七条の二の表備考第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等(当該法人等の子法人等(同表備考第一号に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。)を含む。)が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができるときは、この限りでない。
- 一 法人等(当該法人等の子法人等を含む。)
 - が子法人等以外の他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができなると認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等
 - 二 法人等(当該法人等の子法人等を含む。)
 - が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの
 - イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に關して影響を与えることができるものが、その代表取締役役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること
 - ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること
- ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること

- ニ 当該法人等との間に営業上又は事業上の重要な取引があること。
- ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- 三 法人等(当該法人等の子法人等を含む。)
 - が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合(当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの
- (法第六十六条の三の主務省令で定める書類)
- 第五十九条 法第六十六条の三の主務省令で定める書類は、不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となつた事実を記載した書類とする。
- 附則 (昭和五十九年一月一七日通商産業省令第八三号)
 - この省令は、昭和五十九年十二月一日から施行する。
- 附則 (昭和六三年一月一六日通商産業省令第七二号)
 - この省令は、訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十三号)の施行の日(昭和六十三年十一月十六日)から施行する。
- 2 訪問販売等に関する法律第九条の規定は、この省令の施行前に販売業者が受けた改正後の訪問販売等に関する法律第二条第三項に規定する指定商品であつて改正前の訪問販売等に関する法律第二条第三項に規定する指定商品に該当するもの売買契約の申込みについては、適用しない。
- 3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成八年一〇月三〇日通商産業省令第七四号）

この省令は、訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の一部を改正する法律（平成八年法律第四十四号）の施行の日（平成八年十一月二十一日）から施行する。

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年五月一九日通商産業省令第五二号）

この省令は、平成十年六月一日から施行する。

附則（平成一二年一〇月二二日通商産業省令第九四号）

この省令は、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成十一年法律第三十四号）の施行の日（平成十一年十月二十二日）から施行する。

第二十五条第一号の規定は、この省令の施行の日を含む事業年度以後の事業年度に適用する。

附則（平成一二年一〇月三二日通商産業省令第二九三号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年三月二六日経済産業省令第三九号）

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附則（平成一三年四月二五日経済産業省令第一五二号）

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

附則（平成一三年一〇月一〇日経済産業省令第二〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年一月一〇日経済産業省令第一号）

この省令は、平成十四年二月一日から施行する。

附則（平成一四年六月二一日経済産業省令第八六号）

この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二八日経済産業省令第三三三号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二七日経済産業省令第八七号）

この省令は、平成十六年十一月十一日から施行する。

改正後の特定商取引に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）第六条及び第二十條の規定は、この省令の施行後に販売業者若しくは役員提供事業者が受けた売買契約若しくは役員提供事業者の申込み又はこの省令の施行後に締結された売買契約若しくは役員提供事業者（この省令の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この省令の施行前に販売業者若しくは役員提供事業者が受けた売買契約若しくは役員提供事業者の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役員提供事業者がこの省令の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役員提供事業者が受けた売買契約若しくは役員提供事業者の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役員提供事業者がこの省令の施行前に締結された特定商取引に関する法律第三十三條第一項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（以下「連鎖販売契約」という。）、同法第四十一條第一項第一号に規定する特定継続的役員提供契約（以下単に「特定継続的役員提供契約」という。）若しくは同項第二号に規定する特定権利販売契約（以下単に「特定権利販売契約」という。）又は同法第五十一條第一項に規定する業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下「業務提供誘引販売取引」という。）について適用し、この省令の施行前に締結された連鎖販売契約、特定継続的役員提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売取引については、なお従前の例による。

附則（平成一八年四月二八日経済産業省令第六三三号）抄

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一八年二月二六日経済産業省令第一〇九号）

この省令は、平成十九年一月十五日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月一日経済産業省令第七四号）

この省令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二二年六月二四日経済産業省令第六六号）

この省令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十二月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一八日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二八日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一八日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一八日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一八日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一八日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

込み又はこの命令の施行後に締結された売買契約等（この命令の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この命令の施行前に販売業者等が受けた売買契約等の申込み若しくはその申込みに係る売買契約等がこの命令の施行後に締結された場合におけるその売買契約等又はこの命令の施行前に締結された売買契約等については、なお従前の例による。

新規則第四十五条（第一項の表第一号に係る部分に限る。）の規定は、この命令の施行後に締結された特定商取引に関する法律第五十一條第一項に規定する業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下「業務提供誘引販売取引」という。）について適用し、この命令の施行前に締結された業務提供誘引販売取引については、なお従前の例による。

附則（令和二年二月二四日内閣府・経済産業省令第八号）

この命令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年一月四日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一八日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一八日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一八日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一八日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一八日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月一八日内閣府・経済産業省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。